

新	旧
<p>別 添</p> <p>令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3</p> <p>(1)</p> <p>本補助金を受ける医療機関は、4に定める補助を受ける受入病床の種別ごとに、本補助金の申請時の病床使用率（受入患者数の確保した受入病床数に対する割合）が、令和2年12月25日以降新たに割り当てられた受入病床を除いて、25%以上であること。 また、本補助金を受ける医療機関は、令和3年6月30日まで、都道府県から新型コロナウイルス感染症患者等の受入要請があった場合には、正当な理由なく断らないこと。</p> <p>(2)</p> <p>令和3年4月1日から令和3年6月30日までにかかる以下の①及び②の経費とする。</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>	<p>別 添</p> <p>令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3</p> <p>(1)</p> <p>本補助金を受ける医療機関は、4に定める補助を受ける受入病床の種別ごとに、本補助金の申請時の病床使用率（受入患者数の確保した受入病床数に対する割合）が、令和2年12月25日以降新たに割り当てられた受入病床を除いて、25%以上であること。 また、本補助金を受ける医療機関は、令和3年5月31日まで、都道府県から新型コロナウイルス感染症患者等の受入要請があった場合には、正当な理由なく断らないこと。</p> <p>(2)</p> <p>令和3年4月1日から令和3年5月31日までにかかる以下の①及び②の経費とする。</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>

1 基準額	2 対象経費	1 基準額	2 対象経費
<p>確保した受入病床の次の種別ごとに、それぞれ次に定める額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症患者の重症者病床（令和2年度緊急支援の補助を受けていない病床に限る。） 1床あたり15,000千円 ※ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県において、令和2年12月25日以降新たに割り当てられた受入病床（令和2年度緊急支援の補助を受けていない病床に限る。）については、1床あたり4,500千円を加算する。これに該当しない都道府県において、令和2年12月25日以降新たに割り当てられた受入病床（令和2年度緊急支援の補助を受けていない病床に限る。）については、1床あたり3,000千円を加算する。 ・新型コロナウイルス感染症患者のその他病床（令和2年度緊急支援の補助を受けていない病床に限る。） 1床あたり4,500千円 ※ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事 	<p>①新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者の人件費（新型コロナウイルス感染症対応手当、新規職員雇用にかかる人件費等、処遇改善・人員確保を図るもの）</p> <p>※①新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者の人件費は、補助基準額の補助を受ける場合は、補助基準額の3分の2以上とする。</p> <p>②院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する次に掲げる経費（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）</p> <p>賃金 報酬 謝金 会議費 旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費） 役務費（通信運搬費、手数料、保険料） 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費</p>	<p>確保した受入病床の次の種別ごとに、それぞれ次に定める額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症患者の重症者病床（令和2年度緊急支援の補助を受けていない病床に限る。） 1床あたり15,000千円 ※ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県において、令和2年12月25日以降新たに割り当てられた受入病床（令和2年度緊急支援の補助を受けていない病床に限る。）については、1床あたり4,500千円を加算する。これに該当しない都道府県において、令和2年12月25日以降新たに割り当てられた受入病床（令和2年度緊急支援の補助を受けていない病床に限る。）については、1床あたり3,000千円を加算する。 ・新型コロナウイルス感染症患者のその他病床（令和2年度緊急支援の補助を受けていない病床に限る。） 1床あたり4,500千円 ※ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事 	<p>①新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者の人件費（新型コロナウイルス感染症対応手当、新規職員雇用にかかる人件費等、処遇改善・人員確保を図るもの）</p> <p>※①新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者の人件費は、補助基準額の補助を受ける場合は、補助基準額の3分の2以上とする。</p> <p>②院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する次に掲げる経費（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）</p> <p>賃金 報酬 謝金 会議費 旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費） 役務費（通信運搬費、手数料、保険料） 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費</p> <p>※②院内等での感染拡大防止</p>

新		旧	
<p>態措置を実施すべき区域とされた都道府県において、令和2年12月25日以降新たに割り当てられた受入病床（令和2年度緊急支援の補助を受けていない病床に限る。）については、1床あたり4,500千円を加算する。これに該当しない都道府県において、令和2年12月25日以降新たに割り当てられた受入病床（令和2年度緊急支援の補助を受けていない病床に限る。）については、1床あたり3,000千円を加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関の新型コロナウイルス感染症疑い患者病床（令和2年度緊急支援の補助を受けていない病床に限る。） 1床あたり4,500千円 <p><u>令和2年12月25日から令和3年3月31日までの間に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域とされていないが、令和3年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県において、令和2年12月25日以降新たに割り当てられた受入病床（令和2年度</u></p>	<p>※②院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費は、補助基準額の3分の1を上限とする。</p>	<p>態措置を実施すべき区域とされた都道府県において、令和2年12月25日以降新たに割り当てられた受入病床（令和2年度緊急支援の補助を受けていない病床に限る。）については、1床あたり4,500千円を加算する。これに該当しない都道府県において、令和2年12月25日以降新たに割り当てられた受入病床（令和2年度緊急支援の補助を受けていない病床に限る。）については、1床あたり3,000千円を加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関の新型コロナウイルス感染症疑い患者病床（令和2年度緊急支援の補助を受けていない病床に限る。） 1床あたり4,500千円 <p>5～12 (略)</p>	<p>対策や診療体制確保等に要する経費は、補助基準額の3分の1を上限とする。</p>

新

旧

緊急支援の補助を受けた病床
に限る。) 1床あたり1,500
千円

5~12 (略)